

岡山県社会福祉協議会

「市町村域の連携・協働ネットワークづくり促進事業」実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が、岡山県地域公益活動推進センター（以下、「県推進センター」という。）と連携して実施する「市町村域の連携・協働ネットワークづくり促進事業」（以下、「本事業」という。）の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

本事業は、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）と社会福祉法人・福祉施設等が、互いに連携・協働し、多様化、深刻化する生活課題の解決に向けて「地域における公益的な取組」に一体的に取り組むための連携・協働ネットワークの設立及び強化を促進するとともに、地域住民の理解や参画のもと地域で解決できる活動や仕組みづくりに寄与することを目的とする。

3. 実施主体（助成対象団体）

事業の実施主体は、市町村域の連携・協働ネットワークの事務局を担う市町村社協とし、県社協が指定する。

4. 活動の支援等

県社協は、実施主体となる市町村社協を対象に設立準備及び事業運営にかかる技術的支援並びにその経費の一部助成を行う。

- (1) 助成金額は、1圏域あたり1か年度上限10万円で、助成期間は2か年度とする。
- (2) 県社協は、指定社協の現状把握及び課題整理を指定社協と共に行うとともに、必要な情報提供や技術的支援を行う。
- (3) 県社協は、指定年度終了ごとに、指定社協とともに事業実施における効果・課題等についての評価・分析を行う。

5. 助成対象経費

この要綱に基づく助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業の実施に必要とする経費のうち、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、資料図書費に相当するもの。
- 2 次の各号に掲げる経費については、本事業の助成の対象としないものとする。
 - (1) 役職員等の人件費
 - (2) 飲食費（研修講師、委員・関係者等の茶代、弁当代を除く）
 - (3) 固定資産に該当する備品の購入費
 - (4) 他団体が本来事業として実施する活動の経費（他団体への経費助成、委託）

6. 実施の申請

本事業を実施しようとする市町村社協は、毎年度「事業助成申請書」（様式1）を作成し、別に定める日までに県社協へ提出しなければならない。

7. 実施の決定及び助成金の交付

- (1) 県社協は、前条による「事業助成申請書」（様式1）の提出があったときは、その内容を審査し、また必要に応じて県推進センターの意見を聞き、適当と認めたときは、交付決定通知を行うものとする。
- (2) 県社協は、市町村社協からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

8. 実施の条件

指定社協は、次に掲げる事項について確実に取り組まなければならない。

- (1) 県推進センターが企画する研修会や協議の場への参画
- (2) 助成期間終了後の継続した運営のための財源や実施体制に関する方策の検討

9. 決定内容の変更等

指定社協は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに岡山県社協会長に報告しなければならない。

10. 実績報告

指定社協は、毎年4月末日までに、県社協に「実施報告書」（様式2）を提出しなければならない。

11. 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成32年度とする。

12. その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施及び助成に関し、必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は平成30年4月1日から施行する。

岡社協発 第 号
平成 年 月 日

助成金交付決定通知書

市町村社協

会長 会長名 殿

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会 長 山 岡 治 喜

平成〇年〇月〇日付けで申請のありました「市町村域の連携・協働ネットワークづくり促進事業」助成金については、下記のとおり交付を決定しましたので、通知いたします。

記

1. 助成金交付決定金額 金 〇〇〇〇 円

(注1) 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに岡山県社協会長に報告しなければならない。